

## 船舶事故調査報告書

平成28年6月30日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成27年11月23日 08時10分ごろ
発生場所	北海道森町 <sup>さわら</sup> 砂原漁港北方沖 砂原港北外防波堤灯台から真方位006° 1,870m付近 （概位 北緯42° 08.8′ 東経140° 41.5′）
事故の概要	漁船第十八大安丸 <sup>だいあん</sup> は、北進中、また、漁船義栄丸 <sup>よしえい</sup> は、漂泊中、両船が衝突した。 義栄丸は、甲板員1人が負傷し、左舷中央部外板の破口等を生じ、また、第十八大安丸は、球状船首部に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成27年12月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第十八大安丸、9.7トン HK2-21672（漁船登録番号）、個人所有 14.44m（Lr）×3.98m×1.42m、FRP ディーゼル機関、501kW、平成3年10月23日 第202-9272号（船舶検査済票の番号） B 漁船 義栄丸、3.4トン HK3-107934（漁船登録番号）、個人所有 11.58m（Lr）×2.48m×0.69m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数45、昭和63年8月8日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 35歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成14年2月22日 免許証交付日 平成23年6月29日 （平成29年2月21日まで有効） B 船長B 男性 82歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年5月21日 免許証交付日 平成23年6月29日 （平成29年4月16日まで有効） 甲板員B 女性 77歳

死傷者等	重傷 1人（甲板員B）
損傷	A 球状船首部に擦過傷 B 左舷中央部外板に破口、操舵室左舷上部に破損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>A船は、船長Aほか3人が乗り組み、平成27年11月23日08時02分ごろ、砂原漁港から僚船約20隻と共に出航し、約11ノットの対地速力で自動操舵により北進した。</p> <p>A船は、船長Aが、操舵室中央に立ち、1.5海里（M）レンジ及び0.5Mレンジとしたレーダー2台を監視しながら、先航する僚船の他に前路に他船はいないものと思い、周囲を同航する僚船に対し船首が振れないように僚船の動きに注意を向けていたところ、至近に迫ったB船に気付いたが、どうすることもできないまま、08時10分ごろ、A船の船首部とB船の左舷中央部とが衝突した。</p> <p>A船は、船長Aが、機関を後進としてB船から離れた際、B船の左舷中央部に破口からの浸水を認めて船長B及び甲板員Bを移乗させたところ、甲板員Bが負傷していたので、救急車を要請するとともに所属する漁業協同組合に本事故の発生を通報し、砂原漁港に戻った。</p> <p>B船は、船長B及び甲板員Bが乗り組み、08時00分ごろ、砂原漁港北方の漁場において、船首を西方に向けて漂泊し、船長Bが右舷前部で、甲板員Bが右舷中央部でそれぞれかれい刺し網漁の揚網作業を開始した。</p> <p>B船は、船長Bが、砂原漁港を出航して北進する漁船群に気付いたが、航行中の他船が漂泊中のB船を避けるものと思い、揚網作業を続けていたところ、08時10分ごろ、A船が至近に迫っていることに気付き大声を出したが、どうすることもできず、B船とA船とが衝突した。</p> <p>B船は、付近を航行していた僚船に横抱きされて砂原漁港に戻った。</p> <p>甲板員Bは、病院に搬送され、左橈骨遠位端骨折と診断された。 （付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
その他の事項	<p>A船は、僚船との船間距離を前後左右それぞれ約20～40mで同航していた。</p> <p>船長Aは、前日が時化で操業ができなかったため、組合に所属する全ての漁船が当日08時00分に出航するので、同時刻に出航したA船の前路で操業している漁船がいるとは思わなかった。</p>
分析	
乗組員等の関与	A あり、B あり
船体・機関等の関与	A なし、B なし
気象・海象等の関与	A なし、B なし

<p>判明した事項の解析</p>	<p>A船は、砂原漁港北方沖を北進中、船長Aが、前方の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、先航する僚船の他に前路に他船はいないものと思い、僚船との船間距離が近かったので、周囲を同航する僚船に注意を向けていたものと考えられる。</p> <p>B船は、砂原漁港北方沖で漂泊中、船長Bが、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、航行中の他船が漂泊中のB船を避けるものと思い、揚網作業に意識を向けていたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、砂原漁港北方沖において、A船が北進中、B船が漂泊中、船長Aが、前方の見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中及び漂泊中は、周囲の見張りを適切に行うこと。</li> <li>・僚船と一斉に出航する場合は、船間距離を十分に保つよう努めること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

